

号 1008550 第 第 第
日 月 年 月 日 年 月 日

医政第909号
平成21年7月28日

県 署 (局) 職 員 主 務 課 長 官 署 長 官

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部医療政策総室長
(公印省略)

経済危機対策等に伴う医療機関への支援について(送付)

このことについて、独立行政法人福祉医療機構医療貸付部長から別添のとおり送付がありましたので、お知らせします。

なお、下記団体については、別途送付しておりますので申し添えます。

記
社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
全日本病院協会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部
社団法人 熊本県精神科病院協会

担当：熊本県健康福祉部医療政策総室
総務・医事班 野田

TEL 096-333-2205

FAX 096-385-1754

Mail taura-a@pref.kumamoto.lg.jp



医 業 第 0723001 号

平成 21 年 7 月 23 日

各 都道府県医務主管部（局）長 殿

独立行政法人福祉医療機構

医 療 貸 付 部 長



経済危機対策等に伴う医療機関への支援について

医療貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、政府により「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）が策定され、必要な財源確保として補正予算により予算措置されたところです。

これに伴い当機構においては、地域医療の確保を推進していくために融資条件の優遇等により、医療機関の資金調達の負担を軽減し施設整備の円滑な実施や安定的な経営を支援していくこととしております。

融資条件については別紙のとおりとなっておりますので、貴職におかれましてはご了知の上、関係者へ周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、介護基盤緊急整備に係る融資条件の優遇については、決定次第お知らせすることといたします。

受付

21. 7. 27

医療政策総室

経済危機対策等に伴う融資条件の優遇について

1. 病院の経営安定化資金の優遇措置

平成20年10月から病院、診療所及び介護老人保健施設の経営の安定化を図るために、経営安定化資金の融資を行っているところであるが、世界的な金融危機等の影響により病院の資金調達に困難をきたしている状況に対応するために限度額の拡充を行うものである。(平成21年4月26日より実施)

融資対象	経営環境変化により資金繰りに困難をきたしている病院、診療所及び介護老人保健施設	
限度額	病院：1億円 診療所：4千万円 介護老人保健施設：1億円	→ 病院：7.2億円 診療所：同左 介護老人保健施設：同左
融資利率	1.6%（7月10日現在）	→ 同左
融資期間	7年間（うち据置期間1年以内）	→ 病院：10年間（うち据置期間1年以内） 診療所：同左 介護老人保健施設：同左
申込期間	平成22年3月末まで	

2. 耐震化整備事業に係る優遇措置

全国の病院の約半数が新耐震基準を満たしていない建物を有している状況であり、一層の耐震化推進を図る必要があることから、耐震化に伴う建替整備及び耐震補強工事に係る建築資金の融資条件を優遇するものである。

なお、国において災害拠点病院、救命救急センターを有する病院及び二次救急医療機関の耐震化に係る財政支援として創設された医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となった整備については、当初5年間の金利を0.5%優遇する。

融資対象	未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I s値が0.6未満の建物について新築又は増改築する医療機関	
融資額	通常融資 (融資率80%)	→ 事業費の概ね90% ただし、耐震化臨時特例交付金の交付対象となった整備については交付金の額を除く。
融資利率	通常融資 (2.1%（7月10日現在）)	→ 1.6%（7月10日現在） 医療施設耐震化特例交付金の対象となった整備については、当初5年間の金利を0.5%優遇し1.1%とします。
申込期間	原則として、平成23年3月末まで	

3. 地域医療再生計画に基づく施設整備に係る優遇措置

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、国においては、地域医療再生臨時特例交付金を創設し、各都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく取組を支援することとしている。

これに伴い地域医療再生計画の達成を推進するため、地域医療再生臨時特例交付金の対象となった施設整備に係る建築資金の融資条件を優遇するものである。

融資対象	地域医療再生臨時特例交付金の対象となった施設整備を行う医療機関	
融 資 額	通常融資 (融資率 80%)	→ 事業費の概ね 90% ただし、地域医療再生臨時特例交付金の額を除く。
融資利率	通常融資 (2.1% (7 月 10 日現在))	→ 1.6% (7 月 10 日現在)
申込期間	原則として、平成 26 年 3 月末まで	

4. 社会保険病院等の購入資金の融資

社会保険病院及び厚生年金病院の資産を独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）から譲受し、地域医療を確保していくために必要とされる医療機能を維持しつつ、引き続き医療の提供を行う病院に対して、購入資金の融資条件を優遇するものである。

融資対象	社会保険病院等（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む）の資産を譲受し、引き続き医療の提供を行う病院。	
融 資 額	通常融資 (購入資金の 80%)	→ 購入資金の 100%
融資利率	通常融資 (2.1% (7 月 10 日現在))	→ 1.6% (7 月 10 日現在)
申込期間	原則として、平成 22 年 9 月末まで	